

管理木材リスク評価方法の主な変更点

現行の管理木材リスク評価方法（FSC-STD-40-005 V2-1）と比較し、FSC National Risk Assessment Framework（FSC-PRO-60-002a V1-0）のリスク評価方法は主に以下の点が変更されています。

全般：

- ・従来の Annex2(机上評価)と Annex3(現地調査)という分け方を撤廃した。
- ・リスク評価結果が従来の Low risk と Unspecified risk から Low risk と Specified risk に変更された。
- ・Specified risk についてはどのようなリスクがあるのかを明確に記述する。
- ・Specified risk についてはリスク低減措置が機能すれば管理木材とできる。
- ・リスク評価過程に専門家が関与する場合の専門家に対する要件が明記された(Annex A)。
- ・各リスク評価指標について Low risk と specified risk を決定する上で参考となる閾値(Threshold)が明記された。

カテゴリー1(合法性)：

- ・FSC-STD-40-005 V2-0 Annex2 や Annex3 で求められている指標と比較して、より細分化され、明確化された指標となった。具体的には以下の通り。

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex2	FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標
1.1 当該地域において伐採関連法が施行されている証拠	→1.3、1.4、3.1、3.2、3.3
1.2 当該地域において、ライセンスや伐採許可を与えるための堅固かつ有効なシステムなど、伐採や木材購入の合法性を明らかにする証拠が存在すること。	→1.2
1.3 当該供給源地域において、違法伐採の証拠や報告がほとんどまたは全く存在しないこと。	→1.2、1.3、1.4、3.1、3.2、3.3
1.4 伐採許可書の承認または発行に関する汚職と、伐採や木材取引関連の法律施行に関する汚職があまり知られていないこと。	→1.2、1.4、

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex3	FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標
a)合法的な伐採許可の証拠	→1.2、1.4
b)該当する管理計画要求事項の遵守の証拠	→1.3
c)該当する伐採規制の詳細	→3.1、3.2、3.3
d)木材が伐採指定地から伐採された証拠（例：伐採が許されない保護地域に由来しないことなど）	→3.1、3.2、3.3
e)伐採率が適正範囲である証拠	
f)木材を購入した証拠	
g)手数料やその他の料金（伐採権利料）を支払った証拠	→2.1、2.2
h)該当するワシントン条約に関する要求事項への遵守の証拠	→5.5
i)木材輸送書類の遵守の証拠	→2.1、5.1、5.2

1. 伐採関連の法的な権利	
1.1 土地の保有権と管理権	慣習的な権利を含む。組織の法的な登記も含む。
1.2 森林利権	森林利権ライセンス発行に係る法律。贈収賄や汚職の有無の確認。
1.3 森林(経営)管理計画	森林経営(管理)計画に係る法律。
1.4 伐採許可	伐採許可発行に係る法律。贈収賄や汚職の有無の確認。
2. 税金と費用	
2.1 手数料や伐採にかかる費用の支払	伐採量に関する虚偽および贈収賄や汚職の有無の確認。
2.2 消費税やそのための販売にかかる税	販売される材料の税金に係る法律。
2.3 所得税および収益税	伐採活動や林産物の販売から生じる所得や収益の税金に係る法律。
3. 伐採活動	
3.1 伐採活動に関する規制	伐採方法に係る法的要求事項。これには伐採方法(皆伐、択伐)、更新方法、輸送方法、季節的な伐採制限などが含まれる。具体的には伐採エリアの大きさ、伐採齢の制限、伐採直径の制限、作業道開設の制限、排水の規定などが関係する。
3.2 保護地区と保護種	保護地区と保護すべき希少種、絶滅危惧種およびその生息域に関する法律。
3.3 環境に関する要求事項	伐採に伴う環境影響評価、土壌保全やバッファゾーンの設定、季節的な伐採制限、機械の使用制限に関する法律。
3.4 安全衛生	伐採作業を行う作業員の安全装備、安全作業方法、使用機械に関する法的要求事項。化学薬品の安全な使用に関する要求事項。事務所での仕事に関する安全衛生は含まない。
3.5 雇用に係る法律	伐採活動に関する人材雇用に係る法的要求事項。これには契約、保険、資格、訓練、社会保険に関する法律が含まれる。また児童労働、強制労働、結社の自由の侵害に係る法律も含まれる。
4. 第三者の権利	
4.1 慣習的な権利	慣習的な権利に係る法律。これには先住民の収益共有に係る権利が含まれる。
4.2 事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意	森林施業を行う際の地元住民との、「事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意」に係る法律。
4.3 先住民の持つ権利	森林活動に関して先住民の持つ権利に係る法律。土地の保有権、特定の森林資源の使用権などが含まれる。
5. 貿易と輸送	
5.1 樹種、伐採量、等級の分類	伐採された丸太の樹種、伐採量、等級に関する分類方法を規定した法律。税金や手数料を減らすために、虚偽の報告がされていないか。
5.2 貿易と輸送	貿易のために必要な許可、輸送に関する書類に係るすべての要求事項。
5.3 外国間貿易および振替価格操作	非課税地域の企業を利用した外国間貿易は税金や費用の支払を回避する手段としてよく知られている。多くの国では振替価格操作と外国間貿易に係る法律を整備している。リスク評価対象国がこのような法律を整備している場合、本指標が該当する。

5.4 関税に係る規制	輸出入や製品分類に係る関税法
5.5 ワシントン条約	対象樹種は輸出許可証が必要。
6. デューデリジェンス・デューケア	
6.1 デューデリジェンスやデューケアに係る法律	欧州木材規制やアメリカのレーシー法など。

※対象地域において、ある指標に関して該当する法律・条例・協定・要求事項が存在しない場合は、その指標は該当しないとしてよい。

カテゴリー2(人権侵害)：

・FSC-STD-40-005 V2-0 Annex2 の指標が統合され、整理された。新しい概念は導入されていない。詳細は以下の通り。

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex2	FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標
2.1 国連安全保障理事会により木材輸出が禁止されている国ではないこと。	→2.1
2.2 当該の国または地域は論争のある木材（例：USAID の Type 1： 論争のある木材）の供給源ではないこと。	→2.1
2.3 当該地域の森林で、児童労働または ILO の「労働における基本的原則および権利」の侵害が行われている証拠がないこと。	→2.2
2.4 当該地域において、使用権、文化的所有権、または伝統的文化的独自性などの伝統的権利に関する重要な論争を解決するために、一般に認識された公平な方法があること。	→2.3
2.5 当該地域の森林で、先住民および部族民に関する ILO 第 169 号条約に対する違反の証拠がないこと。	→2.3

FSC-PRO-60-002a V1-0

2.1 林業が国や地域の安全性を脅かすような武装された論争と関係がない、または軍の管理下でないこと。	国連安全保障理事会により木材輸出が禁止されている国からの調達回避。紛争木材の回避。
2.2 労働者の権利が尊重されている。これには ILO 基本条約と「労働における基本的原則および権利」が含まれる。	結社の自由、団体交渉権、強制労働、児童労働、男女差別に関して ILO 条約に批准をしているか、もしくはそれに代わる保証があるか。
2.3 先住民および部族民の権利が尊重されているか。	ILO 第 169 号条約に対する違反の証拠がないこと。論争を解決するために、一般に認識された公平な方法があること。

カテゴリー3(HCV) :

・保護価値の高い森林(HCVF)から高い保護価値(HCV)へ考え方が変わった。また HCV を以下の HCV1~6 に分け、それぞれの価値について具体的な記述を求めるようになった。

HCV1 世界的、地域的または国ごとにみて生物多様性の価値が集中している森林

HCV2 世界的、地域的または国ごとにみて、重要で広大な景観レベルの森林

HCV3 希少で、脅威にさらされているまたは危機に瀕している生態系の中にあるか、
またはそれを含む森林地域

HCV4 重要な状況において自然の基本的なサービスを提供する森林（水源保護、土壌浸食制御など）

HCV5 地域コミュニティの基本的ニーズを満たすために欠かせない森林

HCV6 地域コミュニティの伝統的文化的アイデンティティに重要な森林

・ FSC-PRO-60-002a V1-0 Annex B に HCV 評価のより詳細なガイドがある。

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex2

FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標

3.1 関連するレベル（生態地域レベル、サブ生態地域レベル、地元レベル）における森林管理活動が、生態地域において重要な高い保全価値を脅かしていない。	→3.1~3.6
3.2 (3.1 を満たさない場合)強力な保護システム（効果的な保護地区および法律）が存在し、当該生態地域における HCVs の存続を保証している。	→3.1~3.6

FSC-PRO-60-002a V1-0

緑色の網掛けをした指標は FSC-STD-40-005 V2-0 Annex2
または Annex3 でカバーされているかあまり明確でない指標

3.0 次の a)、b)を満たす十分な情報が入手できている： a) HCV1~HCV6 の存在の評価ができる b) 管理活動による HCV への脅威を評価できる	
3.1 HCV1	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。
3.2 HCV2	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。 人の踏み入ったことのない原生林は HCV2 に該当する。
3.3 HCV3	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。 愛知ターゲットを満たしたもしくは、満たす過程にある根拠が示せる場合は、低リスクとみなせる。
3.4 HCV4	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。
3.5 HCV5	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。
3.6 HCV6	存在するか。存在する場合は森林管理活動により、影響を受けるか。受ける場合は保護制度、保護手法があるか。

カテゴリー4(自然林の転換) :

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex2

FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標

4.1 当該の生態地域において、自然林や、サバンナなどの自然に樹木が生えている生態系の正味の減少および実質的な減少(減少率>0.5 %/年 8)がみられないこと。	→4.1
---	------

FSC-PRO-60-002a V1-0

4.1 自然林から人工林または森林以外の土地利用への転換が面積の 0.02%もしくは過去 5 年間の平均年間減少率が 5,000ha を超えないこと。 または 国や地域レベルでそのような転換は違法である。	森林施業のための林道建設や施設の建設は転換面積から除く。
--	------------------------------

カテゴリー5(遺伝子組み換え樹種) :

FSC-STD-40-005 V2-1 Annex2

FSC-PRO-60-002a V1-0 において比較的近い内容の指標

5 以下の指標のいずれか 1 つが満たされる場合、供給源地域は遺伝子組み換え樹木由来の木材に関して低リスクとみなされる。 a) 該当する国または地域において、該当する種の遺伝子組み換え樹木が商業的に利用されていない、または b) 遺伝子組み換え樹木の商業的な利用には許可証が必要だが、許可証を保有していない、または c) 該当する国で遺伝子組み換え樹木の商業的な利用が禁止されている。	→5.1
---	------

FSC-PRO-60-002a V1-0

5.1. 商業的な遺伝子組み換え樹種の利用はない。	遺伝子組み換え樹種の利用が行われていない。 もしくは遺伝子組み換え樹種の利用が違法であり、この法律が機能している。
---------------------------	--